

令和8年7月21日

オープンカウンター参加者 各位

分任支出負担行為担当官
沖縄総合事務局平良港湾事務所長
名嘉 康行

見積依頼書

下記事項について購入したいので、見積書を提出願います。

記

- | | |
|-----------|-------------------------|
| 1 件 名 | 物品購入 平良「名札ケース」外3点 |
| 1 履 行 期 間 | 契約締結日の翌日から 令和8年8月31日(月) |
| 1 履 行 場 所 | 別紙「仕様書」のとおり |
| 1 見積書提出場所 | 平良港湾事務所 総務課 |
| 1 見積書提出日時 | 令和8年7月28日(火) 13時30分 |
-
- | | |
|-------------|---|
| 1 契 約 保 証 金 | 無 |
| 1 仕 様 書 | 別紙のとおり |
| 1 契約書作成の要否 | 否 |
| 1 支 払 条 件 | 検査完了後、適法な請求書を受領した日から30日以内
前金払 無
部分払 0 回 |
-
- | | |
|---------|--|
| 1 そ の 他 | <ul style="list-style-type: none">1) 電報による見積は認められない。2) 郵送による見積は認める。ただし、提出期限必着とする。3) オープンカウンター方式試行要領及び見積心得を必読のこと。4) 随意契約の相手方を決定するに当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約価格とするので、契約申込者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。5) 内閣府沖縄総合事務局管内において、本店、支店又は営業所を有する者であること。ただし、管内だけでは十分な参加者が見込めないと判断した場合はこの限りではない。6) 問い合わせ先
〒906-0012沖縄県宮古島市平良字西里7-21
担当：総務課 森田
電話：0980-72-4673（内線213）
E-mail：送信先については、事前に担当者へ連絡すること。7) 質問受付・回答期間は下記のとおりとし、質問者へはメールで回答し、回答書は期間内、総務課において閲覧に付します。
質問受付期間：令和8年7月21日(火) から 令和8年7月24日(金) 15時
質問への回答：令和8年7月21日(火) から 令和8年7月28日(火) 15時8) 見積書は任意様式としますが、下記についてご留意ください。<ul style="list-style-type: none">・提出日、上記件名を記載・見積に記載する宛名は「分任支出負担行為担当官 沖縄総合事務局平良港湾事務所長 名嘉 康行」として下さい。 |
|---------|--|

オープンカウンター方式試行要領

(定義)

第1条 オープンカウンター方式とは、少額随意契約において、見積書を徴する相手方を指定することなく、一般競争の手続を簡略化して、見積り合せを行い、契約の相手方を決定する方式をいう。

(対象)

第2条 本要領は、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第99条第2号から第7号までの規定に該当するものを対象とする。

ただし、庁舎の修繕等緊急の必要によりオープンカウンター方式に付することができない場合、一般競争及び指名競争に付すべきものと判断する場合、又はその他オープンカウンター方式に付することが適切ではないと判断する場合を除く。また、公共調達の適正化について（平成18年8月25日付け財計第2017号）を準用して、同号一（2）①の「競争性のない随意契約によらざるを得ない場合」及び同号一（2）のただし書きの「①の例示に該当しないものであってその他これに準ずるものと認められるもの」を除く。

＜参考＞予決令（昭和二十二年四月三十日勅令第百六十五号）抜粋

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一（略）

二 予定価格が四百万円を超えない工事又は製造をさせるとき。

三 予定価格が三百万円を超えない財産を買い入れるとき。

四 予定賃借料の年額又は総額が百五十万円を超えない物件を借り入れるとき。

五 予定価格が百万円を超えない財産を売り払うとき。

六 予定賃貸料の年額又は総額が五十万円を超えない物件を貸し付けるとき。

七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の賃借以外の契約でその予定価格が二百万円を超えないものをするとき。

（以下略）

(参加資格)

第3条 本要領の見積り合せに参加できる者は、次の各号すべてに該当する者とする。

一 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者

二 沖縄総合事務局競争参加者選定要領（昭和58年2年1日付け総会計第68号）において競争参加資格の認定を受けている者、内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）において九州・沖縄地域の競争参加資格の認定を受けている者、又は、履行実績等により履行能力に問題ないと認められる者

三 見積り合わせの時に沖縄総合事務局長から指名停止を受けていないこと。

四 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、沖縄総合事務局発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

五 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと

六 予決令第99条第5号の規定に該当するもので、物品管理法が適用される場合は、物品管理法第18条の規定に該当しない者、国有財産法が適用される場合は、国有財産法第16条の規定に該当しない者、並びに、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者

(手続)

第4条 オープンカウンター方式に基づく手続きは以下のとおりとする。

一 見積依頼書（様式1）を発注する本局及び各事務所のホームページへの掲載を行うことをもって見積依頼とする。

二 見積依頼の期間は、原則、毎週火曜日（当日が閉庁日の場合は次の開庁日）の13時30分から翌週火曜日（当日が閉庁日の場合は次の開庁日）の13時30分までとすること。

三 見積書は、前号の翌週火曜日（当日が閉庁日の場合は次の開庁日）の13時30分までに、契約担当者に提出すること。

なお、見積書の様式については、任意様式とする。

- 2 見積書の提出は、直接持ち込み、郵送、メール又はFAX※とする。ただし、FAXの場合は、契約の相手方とならなかった場合でも、後日必ず見積書の正を提出すること。
また、見積書は余白に「責任者の部署及び氏名、担当者の部署及び氏名並びに連絡先」を記載することにより押印を省略できるので、メールによる提出の場合はこれによること。

※FAXによる見積書提出の場合、必ず担当者にFAXした旨電話連絡する。電話連絡がない場合、その見積書は無効とする場合があるので注意すること。

なお、見積り合せが困難な程度に見積書が多数提出された場合は、同一の者が提出できる見積書の件数を制限することができる。

- 3 見積り合せは、見積書を提出した者の立会を省略する。なお、同価格の見積者が2名以上あるときは、当該契約事務に関係のない職員にくじを引かせ決定する。

＜予決令第81条の規定は準用せず。沖縄総合事務局開発建設部随意契約見積心得（平成24年6月29日付け府開管理第1021号。以下「心得」という。）第9条参照＞

- 4 見積り合せの結果は、契約の相手方となるべき者のみに通知し、他の見積書を提出した者への通知は省略する。

- 5 予決令第99条第3号の規定に該当するものは、見積り合せ後に内訳書を提出しなければならない。

- 6 オープンカウンター方式に付しても見積書の提出がなかった場合等は、予決令第99条の2及び第99条の3の規定を準用して、見積を行う。

＜心得第8条参照＞

（見積書の無効）

第5条 次の各号のいずれかに該当する見積は、無効とする。

- 一 見積に参加する資格を有しない者のした見積
- 二 見積書の提出期限後に到達した見積
- 三 委任状を提出しない代理人のした見積
- 四 記名及び押印（ただし、第4条第2項の記載により押印省略した場合を除く。）を欠く見積
- 五 金額を訂正した見積
- 六 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積
- 七 明らかに連合によると認められる見積
- 八 同一事項の見積について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の見積
- 九 その他見積に関する条件に違反した見積

＜心得第6条参照＞

（結果の閲覧等）

第6条 入札調書類の作成は省略し、また、入札調書類の閲覧も省略する。

- 2 見積り合せの結果は、担当者に希望すれば見積書等の関係書類の閲覧をすることができる。
ただし、印影等の保護のため、デジタルカメラの撮影等を認めない。

- 3 見積書等の関係書類を提出した者は、前項の閲覧に同意したものとみなす。

（その他）

第7条 その他の手続については、一般競争の手続を簡略化して準用するものとする。

- 2 本要領に定めのないその他の取扱いについては、沖縄総合事務局開発建設部随意契約見積によるものとする。

仕 様 書

- | | |
|------------|---|
| 1. 件 名 | 物品購入 平良「名札ケース」外3点 |
| 2. 納入物品及び数 | 別紙のとおり |
| 3. 納入期間 | 契約締結の翌日から令和8年8月31日まで |
| 4. 納入場所 | 宮古島市平良字西里7-21番地
沖縄総合事務局 平良港湾事務所 |
| 5. 検 収 | 本仕様書のとおり実施されたことの確認をもって、検査とする。 |
| 6. 支払いの時期 | 適法な請求書を受理した日から30日以内の支払いとする。 |
| 7. 個人情報の保護 | 本業務を実施するにあたって、別紙「個人情報取扱特記事項」に基づき、業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本業務以外の用途に使用しないこと。またそのために必要な措置を講じること。
関係者に対しコミュニケーションツールにより連絡を行う場合にあっては、他の受信者の情報が閲覧できないよう適切な設定（例：メールであればBCC）を行うとともに、送信に当たり、適切に宛先等が設定されていることを複数の従業者で確認するなど、個人情報等（他の受信者の個人情報以外の情報を含む。）の流出防止に万全を期すこと。 |
| 8. 受注者の責務 | 本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第9条第1項に基づく「内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」（平成27年11月2日内閣府訓令第39号）第3条に規定する合理的配慮について留意すること。 |
| 9. そ の 他 | 本仕様書に疑義が生じた場合は、当局担当者と協議のうえ、その指示に従うものとする。 |

別紙

	品 名 ・ 規 格	数 量	備 考
1	名札ケース(チャック式) 品番:NX-107	1個	10枚入り
2	スパイラルストラップ(エアージェイ) 品番:ASS-13BK	2本	
3	テプラ ヘッド・クリーニングテープ(24mm) 品番:SR24C	1巻	
4	アクセスポイント接続対応Miracastレシーバー 品番:LDT-MRC03	1台	ELECOM
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			

個人情報取扱特記事項

（個人情報保護の基本原則）

- 1 受注者は、個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 18 号）第 2 条第 2 項に規定するものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に基づく業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

- 2 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならない。
この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（業務従事者への周知）

- 3 受注者は、直接的であるか間接的であるかを問わず、受注者の指揮監督を受けてこの契約による業務に従事している者（以下「業務従事者」という。）に対して、在職中及び退職後においてもこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護の徹底について周知しなければならない。

（適正な安全管理）

- 4 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、又は損傷の防止その他の個人情報の適切な安全管理のために必要な措置を講じなければならない。また個人情報の漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、利用目的、業務の内容、個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を行わなければならない。

（再委託の制限等）

- 5 受注者は、発注者が承認した場合を除き、個人情報の取り扱い業務を再委託してはならない。また、再委託する場合にあっては、受注者は、再委託先（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）への必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（収集の制限）

- 6 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（利用及び提供の制限）

- 7 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

- 8 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理の確認)

- 9 発注者は、受注者が取り扱う個人情報の安全管理措置が適切に行われていることを適宜確認することとする。また、発注者は必要と認めたとき、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は受注者が個人情報を取り扱う場所で、当該取扱状況を検査することができる。

発注者は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

(業務従事者の監督)

- 10 受注者は、業務従事者に対し、個人情報に関する秘密保持義務を負わせるとともに、その目的外利用を禁止するものとする。

受注者は、本件業務の遂行上、実際に個人情報を取り扱う業務従事者の範囲を限定するものとし、当該業務従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

受注者は、業務従事者が退職する場合、当該業務従事者に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書の提出を求めるなど、在任若しくは在職中に知り得た全ての個人情報の返還又は破棄を義務づけるために合理的に必要と認められる措置を講ずるものとする。

(改善の指示)

- 11 発注者は、報告、資料の提出又は実地検査の結果、受注者において個人情報の安全管理措置が十分に講じられていないと認めたときは、受注者に対し、その理由を書面により通知かつ説明した上で、安全管理措置の改善を要請することができるものとする。

受注者は、前項の要請を受けたときは、安全管理措置の改善について発注者と協議を行わなければならない。

(廃棄等)

- 12 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報について、発注者から指示があったとき又は保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに発注者への返却、廃棄又は消去（以下「廃棄等」という。）しなければならない。なお、受注者がこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報の廃棄等を行った場合には、発注者に対して、速やかにその旨を書面で報告するものとする。

(事故発生時における報告)

- 13 受注者は、この契約に基づく個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又はおそれがある場合は、直ちに発注者へ報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(違反した場合の措置)

- 14 発注者は、受注者が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。